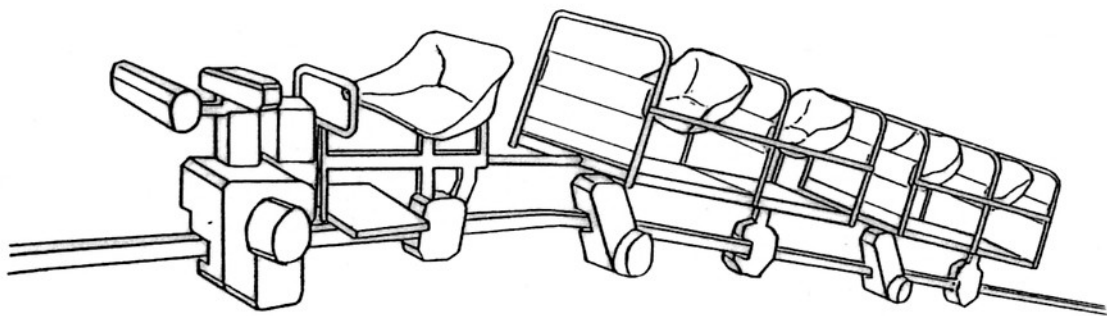


人員輸送用モノレール

安全管理基準



5.8.17

奈良県

☆ 目 次 ☆

人員輸送用モノレールに係る安全管理基準 1

(別紙1) 人員輸送用モノレールの構造および架設等に関する安全指導基準 3

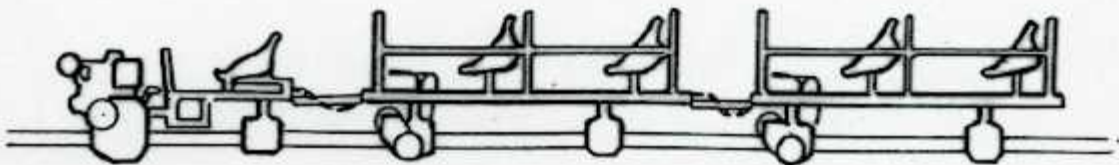
 【沈下防止皿規格】(別紙1の9関係) 6

 【設置確認項目】(別紙1の10関係) 7

(別紙2) 人員輸送用モノレールの保守管理基準 8

 【点検項目】(別紙2の5関係) 10

(別紙3) 人員輸送用モノレールの運行に関する安全指針 13



この基準は、作業現場までの長時間徒歩通勤を解消し安全で快適な人員輸送用モノレールの普及促進を図るために、乗用モノレール導入検討協議会において検討を重ねて作成したものです。

この基準は、構造、架設、運行及び保守管理に関して定め、各位の良心的な製造及び設置と善良な継続的管理を行うことを前提にしたものです。

今後県は、この基準を広く関係者に周知し、人員輸送用モノレールの設置についての指導指針とするものです。

平成4年12月3日

乗用モノレール導入検討協議会 委員名簿

沼田邦彦 京都大学農学部 助教授
森本國夫 生物系特定産業技術研究推進機構 作業第二試験室長
千種英男 モノレール工業会 技術委員長
管田節三 林業木材製造業労働災害防止協会 安全管理士
福井 健 林業木材製造業労働災害防止協会奈良県支部 常務理事
石野元和 奈良県森林組合連合会 専務理事
石田長三 室生村森林組合 組合長理事
森田倉造 天川村森林組合 専務理事
奥田龍作 上北山村森林組合 専務理事
松下成文 川上村森林組合 常務理事
小林賢雄 奈良労働基準局 安全衛生課長
細田幹夫 奈良労働基準局 大淀労働基準監督署長
伊藤克之 奈良労働基準局 桜井労働基準監督署長
松本律任 奈良県 林政課長
中西祺周 奈良県 林業試験場長
那須成利 財団法人奈良県林業基金 業務課長

人員輸送用モノレールに係る安全管理基準

I. 人員輸送用モノレールの定義

人員輸送用モノレールは、地面に軌条を架設し、これに牽引する動力車（以下動力車と運転台車をあわせて「本機」という。）および本機に連結した乗用台車（以下「本機」と乗用台車をあわせて「機体」という。）を載せて運搬する装置で、人員を搭乗させて運行するものをいう。

II. 安全な構造および機能を有するモノレールの製造およびその架設

1) 人員輸送用モノレールを製造する者（以下「製造者」という。）は、平成4年12月以降に製造するものについて、別紙1の「人員輸送用モノレールの構造および架設等に関する安全指導基準」（以下「安全指導基準」という。）に適合したものを製造すること。

また製造者は、人員輸送モノレールを運行する事業者（以下「事業者」という。）に対し、製造物責任保険付き保証制度を実施すること。

2) 人員輸送用モノレールの架設作業を行う者（以下「架設者」という。）は、「安全指導基準」に従って架設作業を実施すること。

III. 取扱説明書の作成およびその周知

製造者は、次の事項について記載した説明書を作成し、事業者に配布するとともに、その周知徹底を図ること。

- 1) 人員輸送用モノレールの構造および機能
- 2) 人員輸送用モノレールの正しい使い方
- 3) 運行上の留意点

IV. 安全な構造および機能を有する人員輸送用モノレールの導入

事業者は、安全指導基準に適合した人員輸送用モノレールを導入すること。

V. 保守管理

- 1) 事業者は、1年を越えない期間ごとに1回、機体および軌条の各部の異常の有無について製造者または架設者による検査を実施し、安全な状態に保つこと。
- 2) 事業者は、別紙2の「人員輸送用モノレールの保守管理基準」に従って人員輸送用モノレールの点検および補修を行うこと。
- 3) 事業者は、年次検査および月例点検、運行前点検等については、所定様式により記録し、これを保存すること。

VI. 安全マニュアルの作成およびその周知

- 1) 事業者は、人員輸送用モノレールを運行するにあたっては、別紙3の「人員輸送用